羽田空港対策特別委員会 令和 3 年 5 月 14 日

空港まちづくり本部 資料 57番

所管 空港まちづくり課

羽田空港において発生した重大インシデントに関する調査報告書の公表について

令和3年4月22日、運輸安全委員会より調査報告書が公表された。概要は、以下のとおり。

1 重大インシデントの概要

令和元年 6 月 15 日 (土)、東京国際空港において、スカイマーク株式会社所属ボーイング式 737-800 型 JA73AB (以下、「A 機」という。)が着陸許可を受けて滑走路 34L (以下、「A 滑走路」という。)へ最終進入中、全日本空輸株式会社所属ボーイング式 787-9 型 JA885A (以下、「B機」という。)が管制許可を受け、同滑走路を横断した。

発生年月日	2019 年 06 月 15 日
発生場所	東京国際空港
航空機等	 (1) A機 航空機型式 ボーイング式 737-800型、製造番号:63408、 製造年月日:平成 31年4月30日 耐空証明書:2019-018 (2) B機 航空機型式 ボーイング式 787-9型、製造番号:43870、 製造年月日:平成28年9月22日 耐空証明書:2016-028
運航者	(1) A 機 スカイマーク株式会社 (2) B 機 全日本空輸株式会社
事故等種類	着陸を許可された航空機が進入中の滑走路の他機による横断

2 原因

本重大インシデントは、A機が東京飛行場管制所の飛行場管制席西(以下、「タワー西席」という。)から着陸許可を受けて A 滑走路に進入中、B機がタワー西席から許可を受けて滑走路を横断したため発生したものと認められる。

タワー西席が B 機に A 滑走路の横断を許可したことについては、訓練監督者 A が A 機に対する着陸許可に気付かぬまま、訓練生に B 機の滑走路横断を許可するように促したこと、及び A 機に着陸許可を与えたことを失念していた訓練生が、訓練監督者 A の指示に従って B 機に横断を許可したことによるものと推定される。

3 再発防止策

- (1) 本重大インシデントの発生を受け、国土交通省東京航空局東京空港事務所の東京飛行場管制所は、次のとおり再発防止策を講じている。
 - 訓練環境を適正に管理するための要領を制定し、訓練監督者が他席と調整しなければならない状況が生じた場合は、実地訓練(以下、「OJT」という。)を中断し、訓練監督者が管制業務を実施することとした。
 - 訓練生の OJT 開始前の初期訓練カリキュラムを拡充し、他席との調整に係る訓練を盛り込み、OJT 移行 判定レベルを引き上げた。
 - 訓練監督者に対する再教育を実施した。
- (2) 上記に加え、国土交通省航空局交通管制部管制課は、次の措置を講じた。
 - 令和元年 7 月 8 日~9 日に訓練担当者及び現地 TRM*8 担当者研修を開催し、航空交通の安全を前提とした OJT を適切に実施するための取組を検討した。また、研修内容をもとに各官署における取組の検討及び実施を指示した。

^{*8 「}TRM」とは、Team Resource Management の略語であり、運航者における CRM(Crew Resource Management)の考え方を、管制業務を行うチームに適用したものをいう。